

医療的ケア実施までの流れ【新規】

つくば特別支援学校

新規申請

- 保護者は、主治医と相談の上、学校にケアの申請をする。 **保護者待機開始**

申請書
診療情報提供書



※主治医に診療情報提供書の記入を依頼し、申請書と一緒に学校へ提出してください。

手技観察

- 保護者が実施するケアの様子を教室等で担任・看護職員が観察し、1回目の医ケア委員会で報告する。

医ケア委員会①

- 「医ケア委員会」で申請の可否を検討。
- 委員会では、保護者からの申請を受け、意見や報告を参考に、学校で実施可能な医療的ケアの内容や範囲を決定し、校長承認を得る。

指示書依頼

- 保護者が実施するケアの様子をケアルームで担任・看護職員が観察する。
- 主治医へ指示書の記入依頼。

指示書



実技研修

マニュアル作成・依頼

- （指示書提出後、）保護者立会いのもと、看護職員が実技研修する。
- 研修を進めながら、指示書をもとに、看護職員がマニュアル作成。主治医に確認依頼。

マニュアル



修了研修

- 看護職員は、保護者立会いのもと、主治医や巡回指導医等からのケア実施に必要な指導及び実技研修を受ける（指導医訪問日は1回/月）。

医ケア委員会②

- 実地研修後、「医ケア委員会」での検討及び校長承認を得る。

届出・通知

- 校長承認後、教育委員会及び保護者に実施の決定及び通知する。

実施通知



承諾書の提出

- 保護者は、通知の内容を確認し、承諾書に署名して学校に提出。

承諾書



医療的ケアの実施

看護職員による医療的ケアの実施



保護者待機終了